

第三百二十二回国 参議院運輸委員会會議録第七号

平成七年四月十三日(木曜日)

午後二時開会

委員の異動

三月十七日

辞任

村田 誠醇君

補欠選任

喜岡 淳君

三月二十三日

委員山田勇君は公職選挙法第九十条により退職者となった。

三月二十七日

辞任

鹿熊 安正君

補欠選任

小野 清子君

三月二十八日

辞任

小野 清子君

補欠選任

鹿熊 安正君

淵上 貞雄君

山本 正和君

聴濤 弘君

高崎 裕子君

三月二十九日

辞任

山本 正和君

補欠選任

淵上 貞雄君

出席者は左のとおり。

委員長

大久保直彦君

理事

二木 秀夫君

櫻井 規順君

泉 信也君

中川 嘉美君

委員

伊江 朝雄君

鹿熊 安正君

山崎 正昭君

國務大臣

運輸大臣

龜井 静香君

政府委員

運輸大臣官房長

黒野 匡彦君

運輸省運輸政策局長

豊田 実君

海上保安庁次長

松浦 道夫君

事務局側

常任委員会専門員

中島 啓雄君

本日(の)會議に付した案件

○許可、認可等の整理及び合理化のための運輸省関係法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大久保直彦君) ただいまから運輸委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る三月十七日、村田誠醇君が委員を辞任され、その補欠として喜岡淳君が選任されました。

また、去る三月二十三日、山田勇君が委員を辞任されました。

○委員長(大久保直彦君) 許可、認可等の整理及び合理化のための運輸省関係法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。龜井運輸大臣。

○國務大臣(龜井静香君) ただいま議題となりまして許可、認可等の整理及び合理化のための運輸省関係法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

政府は、国民生活の向上、経済の活性化及び国際的調和等を図る観点から公的規制の緩和等の推進を重要課題の一つとして位置づけ、これに取り組んでいるところであります。運輸省におきましても、社会経済情勢の変化に際し、かつ利用者の声を十分に反映したよりよき運輸行政を展開するため、所管の許可、認可等の見直しを強力に進めていくところであります。

最近におきましても、鉄道、航空等の運賃・料金規制の緩和、道路運送車両法に基づく点検整備の簡素化等を措置してまいりましたが、引き続き、平成六年度内の規制緩和推進計画の策定に向けて、事業者、利用者等からの規制緩和に関する要望を踏まえつつ許可、認可等の見直しをさらに進めた結果、今般、成案の得られた鉄道抵当法等の六法律の規制緩和事項について、これらを一括して措置することとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、鉄道抵当法に規定する鉄道抵当制度について、抵当権の設定または変更のたびごとに必要とされている認可を廃止し、抵当権の目的物である鉄道財団の設定の際に認可を行う制度に改める等の改正を行うこととしております。

第二に、海上運送法に規定する旅客不定期航路事業のうち、起終点が同一で寄港地のない航路において営む遊覧旅客不定期航路事業について、事業を許可する際の基準を緩和する等の改正を行うこととしております。

第三に、水路業務法に規定する水路測量について、専ら国際間の水路に関する情報の交換を目的として行う水路測量等の場合は法定の基準を緩和する等の改正を行うこととしております。

第四に、道路運送法に規定する一般乗り合い旅客自動車運送事業について、免許等の処分の際に必要とされる都知事等の意見の徴取を廃止する等の改正を行うこととしております。

第五に、航空法に規定する旅客航空運送取扱業について、事業の届け出を廃止する等の改正を行うこととしております。

第六に、小型船造船業法に規定する小型船造船業について、登録の申請書の記載事項である法人の役員の氏名について、代表者の氏名のみ記載すれば足りることとする等の改正を行うこととしております。

なお、これらの改正は、一部を除き公布の日から施行することとしております。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(大久保直彦君) 次に、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。龜井運輸大臣。

○國務大臣(龜井静香君) ただいま議題となりまして海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

平成二年十一月に国際海事機関において採択された千九百九十年の油による汚染に係る準備対

応及び協力に関する国際条約は、各締約国に対しまして油による汚染事故に対応するための国内体制の整備及び国際協力の推進を求めており、本年五月十三日に発効することとなっております。

我が国といたしましては、同条約の実施に伴い、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定の整備を行う必要があります。また、あわせて許可等の整理合理化を図るなどの観点から、廃油処理事業等に係る行政手続を簡素化するなどの必要があります。

次に、改正案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、油流出事故を発生した船舶等の通報に關し、所要の規定を整備することとしております。

第二に、一定規模以上の油保管施設等に、油流出事故の際に事業者が的確に対応するための油漏防止緊急措置手引書の備え置きを義務づけることとしております。

第三に、海上保安庁長官が作成する排出油防除計画の対象海域を船舶ふくそう海域から我が国の海域全般に拡大するなどの改正を行うこととしております。

第四に、海上災害防止センターの業務に国際協力の推進に資する業務を追加するなどの改正を行うこととしております。

第五に、廃油処理事業の開始の届け出等を廃止することとしております。

以上がこの法律案を提案する理由であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(大久保直彦) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。
午後二時六分散会

三月十七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、タクシー事業に係る諸施策の充実に關する請願(第三五二号)(第三五三号)

第三五二号 平成七年三月九日受理
タクシー事業に係る諸施策の充実に關する請願

請願者 東京都大田区西馬込二ノ三三ノ二
ノ一〇一 船場信義 外二百六十七名

紹介議員 高崎 裕子君

タクシー労働者は、運賃改定の度に「労働条件改善を目的とする」とした社会的公約を破られ、労働条件は悪化する一方である。また長引く不況の中で乗客減による長時間過密労働を強いられ、健康破壊が深刻化し、安全輸送にも支障を来しかねない状況となっている。ついては、タクシー労働者に社会的水準の賃金・労働条件を保障し、もって公共輸送機関としての社会的使命を達成するために、次の措置を採らねばならない。

一、利用しやすさや迅速性を保障するため、タクシー乗り場の増設やバス専用レーンへのタクシー乗り入れなど優先通行権の確立・拡充を図ること。

二、同一地域同一運賃の原則を基本とする運賃認可制を維持するとともに、料金については人頭割増しや荷物料金、利用者ニーズに対応した長距離運賃制等の導入を図ること。

三、身障者、老人など「交通弱者」のタクシー利用については、運賃割引制度の拡充や助成・補助等により負担の軽減措置を図ること。また、スムーズな身障者輸送、安全性と快適性への度合いを加味した専用車両の開発を行うこと。

四、プロドライバーとしての資質向上と労働力の確保を図るため、タクシー運転免許の新設を行うとともに、社会的水準の労働条件を確立できるようにすること。また、タクシー労働者の食堂、トイレ、休憩所等福利厚生施設を完備すること。労働者保護と安全輸送を保障するための規制措置としては、賃金、労働時間における最低労働条件の法制化を図ること。

五、輸送秩序と公正な競争を確保するため、タクシー事業の免許制度は維持し、増車に際しては関係労働者、労働組合の事前合意と労働条件改善・脱法行為への事前チェックを前提とすること。また、減車勧告の実効性強化を図ること。

六、関係法規や諸通達を順守しない事業者に対する免許取消しを含む処分権限の強化を図るとともに、関係行政当局間の相互通報制に基づく対策強化と一体的に機能する方策の具体的措置を講ずること。中小企業経営の効率化と労働者の労働条件改善のため、事業の共同化・協業化を促進するための法的措置を行うこと。

七、利用者・住民、事業者、タクシー労働者の声が強く反映する民主的な委員会を設け、科学的な調査体制を確立した上で、これに需給調整、運賃などの重要事項の事実上の決定権を与えるようなシステムの下に、行政体制の民主化、透明化を促進すること。

第三五三号 平成七年三月九日受理
タクシー事業に係る諸施策の充実に關する請願

請願者 東京都品川区旗の台六ノ五ノ三七
ノ二一 石井千枝子 外二百六十七名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第三五二号と同じである。

三月二十四日日本委員会に左の案件が付託された。

一、ハイヤー・タクシーの免許制・許可制堅持、諸施策の充実に關する請願(第三九七号)

一、ハイヤー・タクシー輸送の活性化と道路交通の安全確保に關する請願(第四〇五号)

一、ハイヤー・タクシー輸送の活性化と道路交通の安全確保に關する請願(第四〇八号)

一、ハイヤー・タクシー輸送の活性化と道路交通の安全確保に關する請願(第四一〇号)

一、ハイヤー・タクシー輸送の活性化と道路交通の安全確保に關する請願(第四一二号)

一、ハイヤー・タクシー輸送の活性化と道路交通の安全確保に關する請願(第四一五号)

一、ハイヤー・タクシー輸送の活性化と道路交通の安全確保に關する請願(第四一八号)

一、ハイヤー・タクシー輸送の活性化と道路交通の安全確保に關する請願(第四二〇号)

一、ハイヤー・タクシー輸送の活性化と道路交通の安全確保に關する請願(第四二二号)

第三九五号 平成七年三月十六日受理
ハイヤー・タクシーの免許制・許可制堅持、諸施策の充実に關する請願

請願者 熊本市楠五ノ四ノ六〇 天本正信
外七百八十六名

紹介議員 篠崎 年子君

今日、日本のハイヤー・タクシーは、公共交通機関として国民生活と産業経済活動において大きな役割を担い、その輸送サービスは、なお各種の議論を含みながらも世界最高水準と評価されている。しかし、この数年にわたる長期不況と全産業にわたるリスストラの進行は、タクシーの営業収入において対前年同期比マイナスイナス状況を受け、ハイヤー収入はマイナスイナスに深刻な打撃を受け、これが歩合給を伴う労働者賃金を低下させ、全産業男子労働者より平均年間所得で百三十八万円の

格差と、労働時間で三百十二時間多い年間二千五百八時間もの長時間労働(共に平成五年、労働省調査)を余儀なくされている。このことは、今日の社会経済状況に適合したハイヤー・タクシートの需給調整と、ハイタク労働者の社会的水準の労働条件を確保し得る適正運賃の確立及び走行環境改善などの制度政策上の改善策が緊急かつ切実なものとされていることを示している。それにもかかわらず、これに反して、運輸政策審議会の「答申」(平成五年五月)をも上回る誤った規制緩和策動が依然、跡を絶っておらず、タクシートの免許制、認可制をも破壊しようとしている。これは、ハイヤー・タクシートの健全な発展と社会的要請に基づくサービスの充実、さらにはハイタク労働者の労働条件改善にとって「百善あつて一利も無い」ことは明らかである。ついては、次の措置を採られたい。

- 一、今日のタクシートの安定した輸送秩序を確保している免許制と認可制を引き続き堅持し、この基礎の上にハイヤー・タクシー産業の活性化を図り、同時に悪質事業者を排除し、業界の体質を改革するために事業免許の更新制を導入すること。
- 二、世界の先進諸国の主要都市と同様、利用者利便にとって最も適切なタクシートの同一地域同一運賃制を引き続き堅持すること。
- 三、ハイヤー・タクシー労働者の労働条件における社会的格差を是正するため、適正運賃を確立すること。この運賃決定に当たっては、適正水準の労働条件への改善原資を含む標準原価方式を採るとともに、労働条件改善のための確実な担保措置を講じ、厳格な指導を行うこと。
- 四、運政審答申の提言を踏まえ、地域事情に見合ったハイヤー・タクシートの需給基準を制定、公表し、公正な需給調整について行政の責務を貫くこと。特に今日の社会経済情勢の枠組みの変化に適切に対応する減車措置、供給過剰地域の積極的設定等強力な指導を行うこと。
- 五、運転代行、車両運行管理、軽貨物、レンタカーなどの名目によるハイヤー・タクシー類似の違法営業行為に対する取締りを徹底するとともに、違法行為根絶のための法的規制を講ずること。
- 六、新たに推進されつつあるタクシー事業区域の見直しに当たっては、一部地域へのタクシー車両の過度の集中、他方、タクシーゼロ地域の出現等、輸送秩序を混乱させ利用者利便を損なうことのないよう慎重に進め、改定に当たっては、第一線業務員の意見を代表し得る労働組合との事前協議を行うこと。
- 七、ハイヤー・タクシーにおける就労形態の多様化に伴う、アルバイトなど違法な不安定雇用形態と違法な累進歩合制を根絶し、労働時間の短縮、労働条件改善による労働力確保のための行政施策を講ずること。
- 八、乗務員の安全確保と労働負担の軽減並びに利用者の利便の向上のために、タクシー専用キヤブの開発、普及を図ること。
- 九、ハイヤー・タクシーの公共交通としての位置付けに相応した措置として、自動車関係諸税の減免と中小企業の協業化並びに労働者の福祉対策のための助成措置の実現を図ること。
- 十、国と自治体の福祉政策の中に高齢者・障害者のタクシー利用への助成など、福祉タクシー制度の拡充を図ること。
- 十一、ハイヤー・タクシー行政と事業の透明性を確保し、利用者利便を貫くためのシステムとして「公・労・使・利」の構成による審議機関を都道府県ごとに設置すること。

今日、日本のハイヤー・タクシーは、公共交通機関として国民生活と産業経済活動において大きな役割を担い、その輸送サービスは、なお各種の議論を含みながら世界最高水準と評価されている。しかし、この数年にわたる長期不況と全産業にわたるリストラの進行は、タクシートの営業収入において対前年同期比マイナス状況を受け、ハイヤー収入はマイナス二けたの深刻な打撃を受け、これが歩合給を伴う労働者賃金を低下させ、全産業男子労働者より平均年間所得で百三十八万円の格差と、労働時間で三百十二時間多い年間二千五百八時間もの長時間労働(共に平成五年、労働省調査)を余儀なくされている。このことは、今日の社会経済状況に適合したハイヤー・タクシートの需給調整と、ハイタク労働者の社会的水準の労働条件を確保し得る適正運賃の確立及び走行環境改善などの制度政策上の改善策が緊急かつ切実なものとされていることを示している。取り分け、私たちの職場であるところの道路交通事情は、七年連続の一人を越える交通事故死者と交通渋滞、排気ガス公害問題に示されることおりの危機的状況を呈しており、自動車の総量規制を含めた総合的交通政策の樹立と公共交通機関優先政策の確立が一段と必要となっている。ついては、こうした道路交通の現状を踏まえつつ、ハイヤー・タクシーが真に利用者のニーズにこたえて公共交通機関としての役割を果たし、交通事故を無くして安全輸送を実現するため、次の措置を採らねばならない。

- 一、公共交通優先を基本政策として交通秩序の確立を図り、自動車の総量規制、交通安全施設の充実など道路交通環境の改善を行うこと。
- 二、交通安全対策に当たっては取締りに偏することなく、事故防止の観点からの指導・教育を重視すること。また、実態を無視した取締りを改め、公開取締りを原則とすること。
- 三、平成五年五月の運輸政策審議会「答申」に基づき、次の二点について早期実現を図ること。
 - 1 公共交通機関としての輸送効率を向上させ、利用者の利便を図るため、タクシートのバスレーンへの乗り入れ等、都市交通政策上の優遇措置を採ること。
 - 2 運政審「答申」の指摘を踏まえ、各都道府県に設置されている「バス活性化委員会」と同様な「タクシー活性化委員会」の設置に努力し、労働者代表を参加させること。
- 四、道路管理者との連携の下に、タクシーペイの増設に便宜を図ること。
- 五、道路交通の安全と円滑な運行を確保するため、違法駐車の一掃について実効ある措置を講ずること。また、道路本来の機能を発揮させるため、パーキングメーターの乱設を禁止し、駐車スペースの設定に当たっては交通の障害にならないようにすること。
- 六、運転代行、車両運行管理、軽貨物、レンタカーなどの名目によるハイヤー・タクシー類似の違法営業行為に対する取締りを厳正・強力に行うとともに、繁華街への自家用車の進入規制、駐車禁止など違法行為抑制に効果ある措置を拡大すること。また、違法営業行為を根絶するための法的措置を講ずること。
- 七、スタッドレスタイヤへの切替えに伴い圧雪・凍結路が拡大し、スリップ事故が多発している状況から、ロードヒーティングの促進など道路施設の改善に努力するとともに、緊急な対応策を検討すること。同時に、運転者に対する積雪・凍結路における安全運転教育の実施、歩行者に対する注意喚起等の事故防止の対策を積極的に実施すること。

第三九八号 平成七年三月十六日受理
ハイヤー・タクシー輸送の活性化と道路交通の安全確保に関する請願
請願者 熊本県下益城郡松橋町曲野三、一
六三ノ五 鳥井勝明 外八百二十四名
紹介議員 篠崎 年子君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第三九九号 平成七年三月十六日受理
ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に關する請願
請願者 大阪府八尾市東太子二ノ一ノ三六
大橋秀行 外三百六十五名
紹介議員 野別 隆俊君
この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。

第四〇一号 平成七年三月十六日受理
ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に關する請願
請願者 大阪府大正区小林町一一一 山本 渉史 外二百二十九名
紹介議員 野別 隆俊君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第四〇二号 平成七年三月十六日受理
ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に關する請願
請願者 京都市北区大北山原谷乾町三七ノ一四 住田義明 外三百二十九名
紹介議員 細谷 昭雄君
この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。

第四〇三号 平成七年三月十六日受理
ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に關する請願
請願者 東京都八王子市東浅川町五一三ノ三 木俣淳一 外七百八十六名
紹介議員 三重野米子君
この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。

第四〇四号 平成七年三月十六日受理
ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に關する請願
請願者 東京都福生市福生九七一 松永忠 男 外百五十九名
紹介議員 三重野米子君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第四〇五号 平成七年三月十六日受理
ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に關する請願
請願者 千葉県香取郡小見川町阿玉川二二六 六 佐藤功 外六百十二名
紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。

第四〇六号 平成七年三月十六日受理
ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に關する請願
請願者 山形県鶴岡市大字三瀬己一七二 佐藤芳雄 外千二百九十八名
紹介議員 磯山 篤君
この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。

第四〇七号 平成七年三月十六日受理
ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に關する請願
請願者 東京都大田区東雪谷五ノ三三ノ一 三ノ六〇一 大西薫 外四百九十三名
紹介議員 磯山 篤君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第四〇八号 平成七年三月十六日受理
ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に關する請願
請願者 沖繩県中頭郡西原町字嘉手苅四二ノ六 嘉手納良明 外百十九名
紹介議員 山口 哲夫君
この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。

第四〇九号 平成七年三月十六日受理
ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に關する請願
請願者 岩手県盛岡市紺屋町二ノ九 稲部 真実 外五百六十九名
紹介議員 山口 哲夫君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第四一〇号 平成七年三月十六日受理
ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に關する請願
請願者 東京都羽村市緑ヶ丘二ノ一七ノ二 二 井上貴訓 外五十名
紹介議員 種田 誠君
この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。

第四一〇号 平成七年三月十六日受理
ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に關する請願
請願者 東京都小平市小川町一ノ一、〇三 五 相馬照男 外七百五十名
紹介議員 種田 誠君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第四一〇号 平成七年三月十六日受理
ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に關する請願
請願者 奈良県桜井市大字初瀬一、〇九七 竹村敏明 外百三十四名
紹介議員 会田 長栄君
この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。

第四一〇号 平成七年三月十六日受理
ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に關する請願
請願者 大阪府堺市原山台二丁七ノ二一ノ一〇三 田口武夫 外百三十九名
紹介議員 会田 長栄君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

三月三十一日本委員会に左の案件が付託された。
一、ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に關する請願(第四二六号)
一、ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に關する請願(第四二八号)
一、ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に關する請願(第四四二号)
一、ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に關する請願(第四四四号)
一、ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に關する請願(第四四六号)
一、ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に關する請願(第四四八号)
一、ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に關する請願(第四五〇号)
一、ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に關する請願(第四五二号)
一、ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に關する請願(第四五四号)
一、ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に關する請願(第四五六号)
一、ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に關する請願(第四五七号)
一、ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に關する請願(第四五九号)
一、ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に關する請願(第四六一号)
一、ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に關する請願(第四六三号)
一、ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に關する請願(第四六五号)
一、ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に關する請願(第四六七号)
一、ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に關する請願(第四六九号)
一、ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に關する請願(第四七一号)
一、ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に關する請願(第四七三号)
一、ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に關する請願(第四七五号)
一、ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に關する請願(第四七七号)
一、ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に關する請願(第四七九号)
一、ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に關する請願(第四八一号)
一、ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に關する請願(第四八三号)
一、ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に關する請願(第四八五号)
一、ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に關する請願(第四八七号)
一、ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に關する請願(第四八九号)
一、ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に關する請願(第四九一号)
一、ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に關する請願(第四九三号)
一、ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に關する請願(第四九五号)
一、ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に關する請願(第四九七号)
一、ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に關する請願(第四九九号)
一、ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に關する請願(第五〇〇号)
一、ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に關する請願(第五〇二号)
一、ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に關する請願(第五〇四号)
一、ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に關する請願(第五〇六号)

第四一〇号 平成七年三月十六日受理
ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に關する請願
請願者 大阪府堺市原山台二丁七ノ二一ノ一〇三 田口武夫 外百三十九名
紹介議員 会田 長栄君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第四一〇号 平成七年三月十六日受理
ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に關する請願
請願者 大阪府堺市原山台二丁七ノ二一ノ一〇三 田口武夫 外百三十九名
紹介議員 会田 長栄君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第四一〇号 平成七年三月十六日受理
ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に關する請願
請願者 大阪府堺市原山台二丁七ノ二一ノ一〇三 田口武夫 外百三十九名
紹介議員 会田 長栄君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第四一〇号 平成七年三月十六日受理
ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に關する請願
請願者 大阪府堺市原山台二丁七ノ二一ノ一〇三 田口武夫 外百三十九名
紹介議員 会田 長栄君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第四一〇号 平成七年三月十六日受理
ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に關する請願
請願者 大阪府堺市原山台二丁七ノ二一ノ一〇三 田口武夫 外百三十九名
紹介議員 会田 長栄君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

一、ハイヤー・タクシー輸送の活性化と道路交通の安全確保に関する請願(第五一三号)
 一、ハイヤー・タクシーの免許制・許可制堅持、諸施策の充実に係る請願(第五一四号)
 一、ハイヤー・タクシー輸送の活性化と道路交通の安全確保に関する請願(第五一六号)(第五一七号)
 一、ハイヤー・タクシーの免許制・許可制堅持、諸施策の充実に係る請願(第五一八号)
 一、ハイヤー・タクシー輸送の活性化と道路交通の安全確保に関する請願(第五二一号)(第五二二号)(第五二四号)
 一、ハイヤー・タクシーの免許制・許可制堅持、諸施策の充実に係る請願(第五二五号)
 一、ハイヤー・タクシー輸送の活性化と道路交通の安全確保に関する請願(第五二七号)
 一、ハイヤー・タクシーの免許制・許可制堅持、諸施策の充実に係る請願(第五三一号)
 一、ハイヤー・タクシー輸送の活性化と道路交通の安全確保に関する請願(第五三三号)(第五三五号)
 一、ハイヤー・タクシーの免許制・許可制堅持、諸施策の充実に係る請願(第五三七号)(第五四二号)
 一、ハイヤー・タクシー輸送の活性化と道路交通の安全確保に関する請願(第五四三号)
 一、ハイヤー・タクシーの免許制・許可制堅持、諸施策の充実に係る請願(第五四四号)(第五四七号)(第五六八号)
 一、ハイヤー・タクシー輸送の活性化と道路交通の安全確保に関する請願(第五七〇号)
 一、ハイヤー・タクシーの免許制・許可制堅持、諸施策の充実に係る請願(第五七二号)(第五七三号)
 一、ハイヤー・タクシー輸送の活性化と道路交通の安全確保に関する請願(第五七五号)(第五七七号)
 一、ハイヤー・タクシーの免許制・許可制堅持、諸施策の充実に係る請願(第五八〇号)

一、ハイヤー・タクシー輸送の活性化と道路交通の安全確保に関する請願(第五八二号)
 第四二六号 平成七年三月十七日受理
 ハイヤー・タクシーの免許制・許可制堅持、諸施策の充実に係る請願
 請願者 東京都八王子市田町五ノ一一 内 田富泰 外二百九名
 紹介議員 山田 健一君
 この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。
 第四二八号 平成七年三月十七日受理
 ハイヤー・タクシー輸送の活性化と道路交通の安全確保に関する請願
 請願者 千葉市美浜区高洲二ノ三ノ一〇ノ 二二〇 朝野勝喜 外二百十九名
 紹介議員 山田 健一君
 この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。
 第四五二号 平成七年三月十七日受理
 ハイヤー・タクシーの免許制・許可制堅持、諸施策の充実に係る請願
 請願者 群馬県新田郡新田町村田一、二六 六ノ五 松崎勉 外四百九名
 紹介議員 瀬谷 英行君
 この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。
 第四五六号 平成七年三月十七日受理
 ハイヤー・タクシーの免許制・許可制堅持、諸施策の充実に係る請願
 請願者 東京都小平市上水本町五ノ一一ノ 三〇二 川内野利夫 外七百六十三名
 紹介議員 肥田美代子君
 この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。
 第四五七号 平成七年三月十七日受理
 ハイヤー・タクシーの免許制・許可制堅持、諸施策の充実に係る請願

請願者 大阪府吹田市岸部北五ノ二二ノ一 一 辻信夫 外二百九十七名
 紹介議員 北村 哲男君
 この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。
 第四五八号 平成七年三月十七日受理
 ハイヤー・タクシーの免許制・許可制堅持、諸施策の充実に係る請願(一通)
 請願者 埼玉県久喜市東五ノ六ノ二〇 三 井健次郎 外七百四十一名
 紹介議員 佐藤 三吾君
 この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。
 第四六〇号 平成七年三月十七日受理
 ハイヤー・タクシー輸送の活性化と道路交通の安全確保に関する請願
 請願者 東京都杉並区高円寺南一ノ三ノ一 一 石田精治 外四百六十六名
 紹介議員 佐藤 三吾君
 この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。
 第四六一号 平成七年三月十七日受理
 ハイヤー・タクシーの免許制・許可制堅持、諸施策の充実に係る請願
 請願者 埼玉県坂戸市多和田四二ノ三 細田重雄 外二百九名
 紹介議員 上野 雄文君
 この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。
 第四六二号 平成七年三月十七日受理
 ハイヤー・タクシー輸送の活性化と道路交通の安全確保に関する請願
 請願者 高知県香美郡土佐山田町栄町一〇 二 野村寿雄 外六百九名
 紹介議員 上野 雄文君
 この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。
 第四六五号 平成七年三月十七日受理
 ハイヤー・タクシーの免許制・許可制堅持、諸施策の充実に係る請願

請願者 大阪府枚方市茄子作三ノ三ノ一六 瀬川裕彦 外百五十五名
 紹介議員 大森 昭君
 この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。
 第四六七号 平成七年三月十七日受理
 ハイヤー・タクシー輸送の活性化と道路交通の安全確保に関する請願
 請願者 大阪府城東区今福東一ノ二ノ一ノ 四〇九 小川庄治 外百七十名
 紹介議員 大森 昭君
 この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。
 第四八五号 平成七年三月十七日受理
 ハイヤー・タクシーの免許制・許可制堅持、諸施策の充実に係る請願
 請願者 大阪府淀川区野中一ノ六ノ一八 宮崎貞博 外九名
 紹介議員 萱野 茂君
 この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。
 第四八七号 平成七年三月十七日受理
 ハイヤー・タクシー輸送の活性化と道路交通の安全確保に関する請願
 請願者 青森県八戸市根城牛ヶ窪五ノ一八 見附俊一 外千二百四十名
 紹介議員 萱野 茂君
 この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。
 第四八八号 平成七年三月十七日受理
 ハイヤー・タクシーの免許制・許可制堅持、諸施策の充実に係る請願
 請願者 千葉県柏市篠籠田一、四五五 神 林栄一 外百七十九名
 紹介議員 小川 仁一君
 この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。
 第四九〇号 平成七年三月十七日受理
 ハイヤー・タクシー輸送の活性化と道路交通の安全確保に関する請願

請願者 静岡県三島市新谷二一九 伊東弘
外千五百五十三名

紹介議員 小川 仁一君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第四九一号 平成七年三月十七日受理

ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に関する請願

請願者 東京都八王子市片倉町一、五八七
岩田政男 外百十五名

紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。

第四九三号 平成七年三月十七日受理

ハイヤー・タクシ-の活性化と道路交通の安全確保に関する請願

請願者 茨城県日立市日高町一ノ二七 石田清 外八百九十六名

紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第四九四号 平成七年三月十七日受理

ハイヤー・タクシ-の活性化と道路交通の安全確保に関する請願

請願者 東京都荒川区南千住五ノ二ノ三 海野正晃 外五十八名

紹介議員 谷本 嶺君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第五〇〇号 平成七年三月二十日受理

ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に関する請願

請願者 愛知県半田市栄町一ノ九五 竹内清時 外三百九十九名

紹介議員 今井 澄君
この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。

第五〇一号 平成七年三月二十日受理

ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に関する請願

請願者 東京都千代田区神田小川町二ノ一 木村晴一 外八百四十八名

紹介議員 上山 和人君
この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。

第五〇二号 平成七年三月二十日受理

ハイヤー・タクシ-の活性化と道路交通の安全確保に関する請願

請願者 東京都板橋区徳丸六ノ一三ノ一九ノ二〇二 首藤政治 外九百六十八名

紹介議員 上山 和人君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第五〇三号 平成七年三月二十日受理

ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に関する請願

請願者 愛知県東海市名和町二反表三九ノ九 磯部茂男 外百六十七名

紹介議員 細谷 昭雄君
この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。

第五〇六号 平成七年三月二十日受理

ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に関する請願

請願者 東京都板橋区坂下一ノ八ノ一〇ノ一、一一三 吉岡澄子 外八百九十四名

紹介議員 谷畑 孝君
この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。

第五一三号 平成七年三月二十二日受理

ハイヤー・タクシ-の活性化と道路交通の安全確保に関する請願

請願者 名古屋市南区松池町一ノ三〇 森永明 外百十二名

紹介議員 細谷 昭雄君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第五一四号 平成七年三月二十二日受理

ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に関する請願

請願者 長崎県大村市木場二ノ七六二ノ一 一 前田静雄 外七百六十三名

紹介議員 喜岡 淳君
この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。

第五一六号 平成七年三月二十二日受理

ハイヤー・タクシ-の活性化と道路交通の安全確保に関する請願

請願者 茨城県水戸市大場町二、二〇七ノ二 初瀬初枝 外九名

紹介議員 喜岡 淳君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第五一七号 平成七年三月二十二日受理

ハイヤー・タクシ-の活性化と道路交通の安全確保に関する請願

請願者 仙台市泉区将監四ノ二九ノ七ノ三〇六 謙田卓郎 外七百五名

紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第五一八号 平成七年三月二十二日受理

ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に関する請願

請願者 長崎市宿町二一四 山田義博 外千五百九十九名

紹介議員 森 楊子君
この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。

第五二二号 平成七年三月二十二日受理

ハイヤー・タクシ-の活性化と道路交通の安全確保に関する請願

請願者 広島市西区西観音町一五ノ一 北岡博文 外三百十名

紹介議員 久保田真直君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第五二二号 平成七年三月二十二日受理

ハイヤー・タクシ-の活性化と道路交通の安全確保に関する請願

請願者 大阪府旭区新森五ノ一三ノ二六 桃川弘司 外二百八名

紹介議員 谷本 嶺君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第五二四号 平成七年三月二十二日受理

ハイヤー・タクシ-の活性化と道路交通の安全確保に関する請願

請願者 東京都墨田区東向島四ノ三ノ六 塩沢隆 外八百七十一名

紹介議員 竹村 泰子君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第五二五号 平成七年三月二十二日受理

ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に関する請願

請願者 新潟県柏崎市新道三、一五九ノ小 山栄示 外八百五名

紹介議員 大脇 雅子君
この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。

第五二七号 平成七年三月二十二日受理

ハイヤー・タクシ-の活性化と道路交通の安全確保に関する請願

請願者 新潟市東大畑通一番町六六五 中村光信 外五百八十七名

紹介議員 大脇 雅子君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第五三一号 平成七年三月二十二日受理

ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に関する請願

請願者 茨城県下妻市大字江一、五八二 保科昭三 外三千六百二十名

紹介議員 洲上 貞雄君
この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。

第五三三号 平成七年三月二十二日受理
ハイヤー・タクシ-輸送の活性化と道路交通の安全確保に関する請願
請願者 東京都西多摩郡日の出町平井二、九四八ノ一 高橋豊治 外二千六百七十名
紹介議員 淵上 貞雄君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第五三五号 平成七年三月二十二日受理
ハイヤー・タクシ-輸送の活性化と道路交通の安全確保に関する請願
請願者 神戸市中央区筒井町三ノ六ノ三 宮崎正章 外百二十名
紹介議員 前畑 幸子君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第五三七号 平成七年三月二十二日受理
ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に係る請願
請願者 静岡県熱海市水口町四ノ二〇 椎野正雄 外八百九十一名
紹介議員 志苦 裕君
この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。

第五四二号 平成七年三月二十三日受理
ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に係る請願
請願者 富山市本郷町三〇ノ二五 長森康弘 外七百二十七名
紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。

第五四三号 平成七年三月二十三日受理
ハイヤー・タクシ-輸送の活性化と道路交通の安全確保に関する請願(五通)
請願者 群馬県高崎市山名町二、二九四ノ五五 小林務 外八百十七名
紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第五四四号 平成七年三月二十三日受理
ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に係る請願
請願者 東京都台東区小島二ノ一ノ二〇 阿部哲嗣 外六百八十八名
紹介議員 谷本 鏡君
この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。

第五六七号 平成七年三月二十三日受理
ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に係る請願(一通)
請願者 横浜市港北区菊名七ノ一ノ一四 星野光夫 外三百五十一名
紹介議員 今井 澄君
この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。

第五六八号 平成七年三月二十三日受理
ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に係る請願(一通)
請願者 神奈川県横須賀市小矢部四ノ一三ノ二 佐藤好信 外八百五十一名
紹介議員 細谷 昭雄君
この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。

第五七〇号 平成七年三月二十三日受理
ハイヤー・タクシ-輸送の活性化と道路交通の安全確保に関する請願
請願者 秋田市牛島東七ノ二〇ノ六ノ一三 佐藤尚 外千二百三名
紹介議員 栗原 君子君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第五七二号 平成七年三月二十三日受理
ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に係る請願
請願者 神奈川県足柄下郡箱根町宮城野五七八 遠藤清夫 外百五十七名
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。

第五七三号 平成七年三月二十三日受理
ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に係る請願
請願者 山梨県甲府市住吉五ノ八ノ五 取幸廣 外四百七十九名
紹介議員 角田 義一君
この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。

第五七五号 平成七年三月二十三日受理
ハイヤー・タクシ-輸送の活性化と道路交通の安全確保に関する請願
請願者 神奈川県相模原市相原一ノ五ノ八 小林美登勢 外二百十名
紹介議員 角田 義一君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第五七七号 平成七年三月二十三日受理
ハイヤー・タクシ-輸送の活性化と道路交通の安全確保に関する請願
請願者 沖縄県中頭郡西原町字桃原八ノ一 喜屋武貞夫 外百十七名
紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第五八〇号 平成七年三月二十三日受理
ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に係る請願
請願者 東京都青梅市河辺町五ノ一ノ七 北嶋康一 外四十九名
紹介議員 薬科 満治君
この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。

第五八二号 平成七年三月二十三日受理
ハイヤー・タクシ-輸送の活性化と道路交通の安全確保に関する請願
請願者 千葉県八日市場市大堀七三八 藤崎輝夫 外千二百九十八名
紹介議員 薬科 満治君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

四月七日日本委員会に左の案件が付託された。
一、ハイヤー・タクシ-輸送の活性化と道路交通の安全確保に関する請願(第五九一号)
一、ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に係る請願(第五九二号)
一、ハイヤー・タクシ-輸送の活性化と道路交通の安全確保に関する請願(第五九四号)
一、ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に係る請願(第五九五号)
一、ハイヤー・タクシ-輸送の活性化と道路交通の安全確保に関する請願(第五九七号)
一、ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に係る請願(第六一三号)
(第六一九号)(第六二二号)
一、ハイヤー・タクシ-輸送の活性化と道路交通の安全確保に関する請願(第六二四号)
一、ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に係る請願(第六二七号)
一、ハイヤー・タクシ-輸送の活性化と道路交通の安全確保に関する請願(第六二九号)(第六三七号)(第六四〇号)
一、ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に係る請願(第六四一号)
一、ハイヤー・タクシ-輸送の活性化と道路交通の安全確保に関する請願(第六六三号)
一、ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に係る請願(第六六四号)
一、ハイヤー・タクシ-輸送の活性化と道路交通の安全確保に関する請願(第六六六号)(第六六七号)(第六七三号)(第六七八号)
一、ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に係る請願(第六八四号)
一、ハイヤー・タクシ-輸送の活性化と道路交通の安全確保に関する請願(第六八六号)

第五九一号 平成七年三月二十四日受理
ハイヤー・タクシ-輸送の活性化と道路交通の安全確保に関する請願
請願者 神奈川県伊勢原市八幡台一ノ一ノ三、七二三 唐澤栄一 外十九名

紹介議員 志苦 裕君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第五九二号 平成七年三月二十四日受理
ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に関する請願
請願者 福島県伊達郡梁川町細谷入ノ内一
二五 津田俊雄 外五百四十四名
紹介議員 谷畑 孝君
この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。

第五九四号 平成七年三月二十四日受理
ハイヤー・タクシ-輸送の活性化と道路交通の安全確保に関する請願
請願者 福島市瀬上町一の坪一〇ノ二 大
槻政好 外五百二十四名
紹介議員 谷畑 孝君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第五九五号 平成七年三月二十四日受理
ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に関する請願
請願者 札幌市豊平区北野六条四丁目 安
原勝三 外三千四十三名
紹介議員 菅野 壽君
この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。

第五九七号 平成七年三月二十四日受理
ハイヤー・タクシ-輸送の活性化と道路交通の安全確保に関する請願
請願者 北海道江別市大麻東町二ノ四
坂上玲子 外二千八百八十六名
紹介議員 峰崎 直樹君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第六一三号 平成七年三月二十四日受理
ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に関する請願
請願者 秋田市大住三ノ四ノ一六 佐藤博
三 外千名

紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。

第六一九号 平成七年三月二十七日受理
ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に関する請願
請願者 長野県松本市寿豊丘一、四〇三ノ
二 百瀬和正 外五百七十五名
紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。

第六二二号 平成七年三月二十七日受理
ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に関する請願
請願者 神奈川県大和市上草柳一六三ノ七
ノ三〇六 石塚正幸 外四百四十七
名
紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。

第六二四号 平成七年三月二十七日受理
ハイヤー・タクシ-輸送の活性化と道路交通の安全確保に関する請願
請願者 広島市西区三滝本町二ノ一ノ一七
渡辺雅文 外四百八十六名
紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第六二七号 平成七年三月二十七日受理
ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に関する請願
請願者 千葉県木更津市大寺九四六 平野
芳雄 外百三名
紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。

第六二九号 平成七年三月二十七日受理
ハイヤー・タクシ-輸送の活性化と道路交通の安全確保に関する請願

請願者 千葉県成田市押畑一、六三三ノ四
大木幹勝 外二百六十三名
紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第六三七号 平成七年三月二十八日受理
ハイヤー・タクシ-輸送の活性化と道路交通の安全確保に関する請願
請願者 東京都板橋区氷川町二三ノ四川口
ビル二〇一 西村伸三 外九百三
十八名
紹介議員 庄司 中君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第六四〇号 平成七年三月二十八日受理
ハイヤー・タクシ-輸送の活性化と道路交通の安全確保に関する請願
請願者 静岡県熱海市上多賀七三八 山田
正春 外四十九名
紹介議員 北村 哲男君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第六四一号 平成七年三月二十八日受理
ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に関する請願
請願者 秋田県河辺郡河辺町岩見字杉沢台
三 石塚公一 外千七十九名
紹介議員 岩崎 昭弥君
この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。

第六六三号 平成七年三月二十九日受理
ハイヤー・タクシ-輸送の活性化と道路交通の安全確保に関する請願
請願者 川崎市高津区久未一、五五七ノ二
一六 藤原英之 外九百八名
紹介議員 及川 一夫君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第六六四号 平成七年三月二十九日受理
ハイヤー・タクシ-の免許制・許可制堅持、諸施策の充実に関する請願
請願者 佐賀市六座町七ノ一三四 宮田宏
外三百三十九名
紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。

第六六六号 平成七年三月二十九日受理
ハイヤー・タクシ-輸送の活性化と道路交通の安全確保に関する請願
請願者 東京都青梅市東青梅三ノ二三ノ二
谷沢茂 外三百三十五名
紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第六六七号 平成七年三月二十九日受理
ハイヤー・タクシ-輸送の活性化と道路交通の安全確保に関する請願
請願者 大阪府松原市高見の里五ノ四六二
有馬健三郎 外五十七名
紹介議員 北村 哲男君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第六七三号 平成七年三月三十日受理
ハイヤー・タクシ-輸送の活性化と道路交通の安全確保に関する請願
請願者 秋田県田利郡岩城町上蛇田字御所
前四四 高野晃 外七百八十六名
紹介議員 稲村 稔夫君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第六七八号 平成七年三月三十日受理
ハイヤー・タクシ-輸送の活性化と道路交通の安全確保に関する請願
請願者 大阪府茨木市東太田四ノ一ノ五七
ノ一 小山達夫 外二百九十九名
紹介議員 北村 哲男君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第六八四号 平成七年三月三十日受理

ハイヤー・タクシーの免許制・許可制堅持、諸施策の充実に関する請願

請願者 東京都立川市幸町六ノ二三ノ三

塚田正 外九名

紹介議員 今井 澄君

この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。

第六八六号 平成七年三月三十日受理

ハイヤー・タクシー輸送の活性化と道路交通の安全確保に関する請願

請願者 東京都小平市美園町一ノ二九ノ三

岩淵誠 外九名

紹介議員 今井 澄君

この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

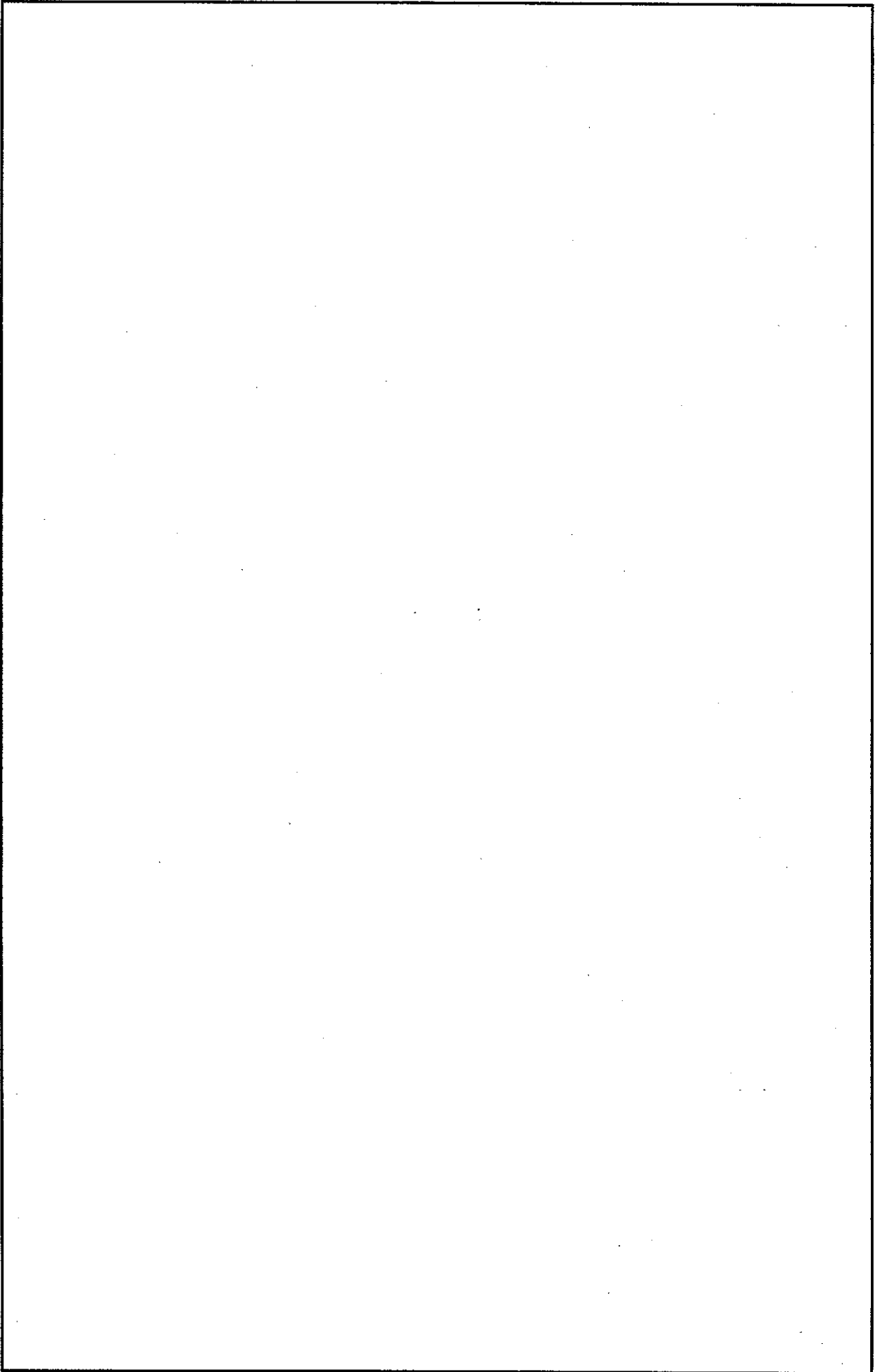
四月十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、許可、認可等の整理及び合理化のための運輸省関係法律の一部を改正する法律案(予備

審査のための付託は三月三日)

一、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律

の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月十三日)



平成七年四月十九日印刷

平成七年四月二十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A